

る。このような達しは、期限こそ三月から七月までと、いくらか縮まっているが、文化三年(一八〇六)にも出されているところをみると、その後も度々布令されたようである。

以上のような領内側からの事情による領外搬出禁止に加えて、藩自体としては積極的に搬出を望みながらも、幕府の手によって強制的に差し止められたものもある。それは主として琉球産の薬種であるが上片腦をはじめとして合計九十三品目のものが全面禁止に、また、この他二十三品目が「追て手本差出候節、糺之上、可及差図」として、その搬出に対する厳しい規制が加えられているのである。いうまでもなく、徳川幕府は、当時鎖国を実施し、海外からの輸入窓口を長崎だけに限っていたことから、その他のところから「唐物ニ紛敷品々」が流入してくることを強く警戒し、また、その阻止に力を注いでいた結果に他ならない。すでに述べた如く、琉球を介して半ば公然と中国との貿易を行っていた薩摩藩に対して、とくにこのような措置がとられたことは至極当然の成り行きといえよう。不正唐物流入防止に関して、幕府は度々布令を発しているが、それと関連して薩隅地方への旅行取締りをも行っている。「薩隅地方に赴かんとする者は居町年寄に届出で、長崎糸割符年寄より切手を請けて出発し、帰阪の際も同様相届け、万一己むを得ざる事情あり、彼地に於て売掛代銀の代に唐物類を受取ることあらば、帰阪の上早々割符年寄に届出でしめたり。」⁸⁸⁾と大阪市史は述べているが、このように唐物取締りの鋒先は旅行者へも向けられていたのである。

85) 拙稿「薩藩商業略説(三)」、(鹿児島県立短期大学『商経論叢』第二十七号所収)、六四〜六六頁。

86) 『鹿児島県史(第二卷)』、五六八〜五七〇頁。

87) 島津家列朝制度、卷之八

88) 『大阪市史(第一)』、一一二二頁。

わち、同島に産する物を挙げたと思われ、黄楊木・桧・栢・杉・棕栢木・同皮・蘇鉄・松節(但し、船中用二
かるひを許す)・榎肌(但し、船中用
十把を許す)・楊梅皮・桑木・柘実・三丹花・美人草・仏草花・蘭・茉莉花・植木用草木各種・躑躅・盆石・鹿皮・鹿角・馬皮等である。その後、要用集抄によれば、他領出禁制品は刀・鉄炮・樟腦・蘭・焰硝・琉球焼酎・蘇鉄・唐桐木・米・雑穀・黄楊・鍋地金・銅・蠟・上布・下布・琉緞子・藻玉・鉄地金・黄楊木・琉表蕈・芭蕉・芋芭蕉・法螺貝・夜光貝殻・焼物壺・樽底樽・伊多良貝殻等で、事由により勝手方証文をもって通手形を付し、また鍋地金以下の十七品目は、宝暦四年(一七五四)九月、一往証文に及ばず通すこととしたとい⁸⁶⁾う。

以上が『鹿兒島県史』記載による移出禁制品あるいは手形をもって搬出を許された品々であるが、一見してわかるように、藩公用とくに軍用品の移出禁止がその中心をなしている。更に琉球・三島および屋久島等を含めて、薩摩藩の特産物というべきものもその中に数多く含まれているが、これらも恐らく將軍その他要路者への献上物として用いられ、それを一層価値あらしめるために、一般販売用としての当該品の領外搬出禁止ないし制限の措置がとられたのであろう。また、これらの他に、大豆、雑穀、鍋地金、蠟などは、領内自給上移出が好ましくないものとして他領出を禁止されているし、更に領内自給上の必要性から全面的移出禁止ではないが、部分的に期限を切って、その搬出が禁止されたものもある。例えば菜種子の如きがそれであって、天明八年(一七八八)三月の御勝手方からの達しの中に「此已後作得なたね他国出、年々三月より十月迄、差留置候」と一定期間を限って領外への搬出を禁止しているが、一方「右限月内、何方ニても勝手次第可売出候、尤、御当地並諸郷油屋共ニも、右限月内、其節々相場直成を以、年中入用分不足無之様、相对可買入候、自然大形ニ過行、右限月内不買入、年分燈方及不足候旨申出候油屋も有之候」、其職分不心掛之ゆへ、吟味之上申付様も可有之候、左候て、諸人用之油、及不足候筋も有之候、十月より内、売人共買入置候なたね、油屋共方へ可買入候⁸⁷⁾とその期限内においても領内での売買は自由であり、生活必需品たる油の、まず領内必要分の確保が図られ、その後の余剰分が移出を許されているのであ

蠟・棕栳皮・櫻綱・樟腦・漆で、同時に男女売人を掲げている。移出禁制までには至らないが、手形を以て搬出を許した品は、硫黄・やく板(板か)・上布・下布・材木・牛馬・馬尾・綿・白糸・鉄・竹・大豆・芭蕉布・松節・胡摩・莪朮・楊梅皮・紅花・菜種子・魚塩・豚油・茸・木耳・海人草・牛皮・琉球蕈・根紫・麻苧・かたし等多くの品目を数える。なお、搬入が禁止されたものは悪銭である。これより先き、琉球に対し他領出禁制品を達しているが、元和十年(一六二四)三月七日付、三司官宛、家老島津久元等の覚では、上布・下布・舟綱(但し、赤綱・黒綱、即ち、椀楢・黒づく製の綱)・椀楸皮・牛皮・菜種子油・久米綿・黒木で、次いで寛永元年(一六二四)八月廿日付、同様の覚では、前回覚の諸品中、下布・黒木が見えず、菜種子油・久米綿が菜種子・綿となつてゐる外、焼酒および各種蕈が加わつてゐる。その後延宝五年(一六七七)閏十二月廿二日付、評定所の定では、他領出禁制品目は増加し、すなわち、鉄炮・硫黄・焰硝・刀・数寄道具・掛物・蠟・棕栳竹・棕栳皮・琉球焼酎・櫻綱・櫻・蘇鉄・蘭・馬尾・樟腦・漆・芭蕉布・芋芭蕉・霧島躑躅・すへろの木・唐桐木・琉球草木各種・上布・大豆・雑穀・藻玉・鍋地金・錫・明礬・鍋・下布・葺板・法螺貝・夜光貝殻・伊多良貝殻・粉糠・焼物壺・琉球黄楊木・桧底樽・半鍋、外に売人となつてゐる。更に、宝永五年(一七〇八)三月の定では、右の内刀・霧島躑躅・すへろの木・大豆・雑穀・鍋および売人を省き、銅・狛・琉線を加え、米・雑穀は他領よりも入れざる品としたという。しかし、同月、寺柱番所へ渡した他国之不出品々なる定では、之と相違し、搬出禁制品目は、刀・焰硝・鉄炮・数寄道具各種・掛物類・眞綿・琉球細布(白地)・同上布・同中布島・同三葉絹・同あやさび島・同下布(白地)・同紬・同島芭蕉布・同白色芭蕉布各種・同緞・同香合・同香類・同青貝沉金物類・同泡盛酒・同草木各種・唐人墨蹟・唐人絵・蘇鉄・柘榴木・棕栳竹・蘭・野紫・藻玉・硫黄・樟腦・漆・蠟・棕栳皮・黄楊木・楊梅皮・茸・木耳・鬱金・明礬・法螺貝・夜光貝殻・伊多良貝殻・黒櫻・綱繩類・馬尾・樽・葺板・薩摩白焼茶碗・焼物各種・錫地金・鍋・鍋地金・唐金・大豆・雑穀・小椎・粉ぬり等である。享保十三年(一七二八)十二月十五日の屋久島手形所規模帳には、次の諸品を他領出禁制品としてゐる。すな

一栄福丸事茂九月七日夕前之浜江無事ニ而入津仕候ニ付、直様壹万斤⁸³⁾献納致、残り五万斤余例才之通中町様ニ而御斗ひ被下、御売場ニ相成納方仕候得共、直段之義ハ今日迄相訳り不申、併昨年通り直段之様子ニ御座候⁸⁴⁾(以下略)との記載があり、これは前後の書状からみて昆布のことと断定できるのである。更に「例才之通」とあり、また、その後の書状の内容から推して、例年昆布がこれら富山商人の手を通して移入されていたことを知ることができる。なお、嘉永二年(一八四九)の書状の中に「献納之綿七八万斤余…」とあり、献納用ではあるが、綿も持ち込まれていたことがわかる。

81) 植村元覚『行商圈と領域経済』、日本経済評論社、三八―三九頁。

82) 『鹿児島県史(第二巻)』、五七七頁。

83) その後万延元年(一八六〇)には二万五千斤となっている。

84) 高岡高等商業学校編『富山売薬業史史料集(上巻)』、国書刊行会、六九一頁。

(2) 移出入禁制品

封建時代における領域経済では、領域内での自給自足を建前としたが、すでに述べたように、⁸⁵⁾ 財政上あるいは社会経済上の必要から領外との通商を必然化し、少なからぬ物産が移出入されることとなった。その内容についても、すでに上にみてきたとおりである。しかし、いうまでもなく、それは自由に、かつ、無制限に行われたわけではない。むしろ、厳しい制限や統制の下に行われたというべきであろう。移出入禁制はその最高のものといえる。そこで、まずどのような品目のものが、薩摩藩の場合、移出入禁制品の中に組み込まれていたかを、鹿児島県史の記述するところから概観しておきたい。

寛永九年(一六三二)十一月十五日付、家老喜入忠政・川上久国の覚によれば、他領搬出禁制品は鉄炮・焰硝・

薬種その他

薬は前記塩と同様生活必需品であり、医術の進歩していなかった江戸時代においては、ことに疫病の蔓延におびやかされていた場合には、民生のために重要不可欠の商品とされた。例えば林子平の「上書」第一にも「諸商ひ物を他国より仕込候事可被相禁候。薬種書物杯の如く世上に無て不叶物にて、御国にて出来不致物は格別の事にて有之候へ共、当時は無益の器物、食物類迄仕込仕候。此事は御城下在々ともに可被相禁候。他国へ物を売出し候と他国より物を買入候と、出入の二つに大に国の損益ある事に御座候」とあつて、他国商品の輸入禁止政策が主張されていながらも「薬種・書物」は世上に不可欠のものであり、特別のものとして例外的に取扱わるべきことがのべられている。⁸¹⁾

薩摩藩では、すでに述べたように、薬種を領外に移出しているが、これは原料移出であつて、製薬されたものは主として領外からの供給に仰いでいた。越中富山の売薬商人による領内行商がそれである。彼らは、他国人の入領が特に厳しいといわれた薩摩藩においても、それぞれ受持地域を分担し、領内の隅々まで入り込んで売薬業務に当たっていた。

このように、売薬については、富山商人のいわば独占状態であつたが、安政三年(一八五六)に至つて、薩摩藩は製薬座を創設し、藩営による製薬とその配置売薬を試みた。しかし、これはまもなく失敗に帰し、安政五年(一八五八)以後再び売薬のことは富山商人にゆだねられている。⁸²⁾

ところで、この富山商人に関して、もう一つ見逃すことのできないものがある。それは、彼らを通じて松前からの昆布が移入されていたということである。次にみるように一部は藩への献納となつているが、残余のかなり大量のものが、富山商人によつて一般市場へ持ち込まれているのである。すなわち、嘉永三年(一八五〇)九月廿一日付「在鹿兒島能登屋連中外薩摩組仲間より富山同仲間惣々宛、薩摩における願立事件に関する書状」の中に

78) 島津家列朝制度、卷之二

79) 延宝八年(一六六〇)諸事儉約令の一環として布令されたものであるが、以後もこの大要は変わらず、後代まで継承されている。

塩

塩は日常生活必需品であり、一見、海岸線に囲まれた薩摩国においては、自給度の高いもののように思われるが、製塩に適した海岸地の不足や、あるいは製塩技術の未熟さも手伝ってか、前掲宝永七年上使御答書之内に領内産物として塩が掲げられているものの「但、国中不足仕、上方より買下し申候」とあるところから、どの程度のものであったかは必ずしもはっきりしないが、ともかく領外からの移入がなされていたことは明らかである。その後も、この事情に変わりはなかったらしく、幕末近くになって島津斉彬がその自給を計らんとして塩田の開発を行わしめたことによってもそれを知ることができる。

ちなみに、斉彬の塩田開発は洋式を採用した点で特に注意を引くものがある。すなわち、彼は在府中に国元に命令して、オランダ、イギリス、日爾曼国などの製塩書を川元幸民に翻訳させ、和漢の良法も斟酌して製塩法の調査をさせた。そして安政四年(一八五七)五月、下国の後塩田開発掛というものを置き、製塩に着手させた。このようにして領内数か所に塩田の開発を見たのである。⁸⁰⁾

80) 土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』、弘文堂、四八九頁。

計糖と引き換えに給付されたが、⁷⁷⁾その余計糖と諸品との交換比率を示した表、いわゆる「諸品代糖表」の中に、博多帯、絹小倉帯、小倉帯、縹子帯、織屋羽二重、縮緬などと合わせて、縞晒、雪晒木綿、白地晒木綿、紅絞木綿などの品々が含まれていることも、その間の事情を明らかにするものといえよう。

なお、武士階級の衣類としては、「列朝制度」⁷⁸⁾の中に

一 御子様を初諸士之衣類、常々日野紬之外着用堅可為停止、或他国へ之御使者、或使者見舞等之吻は、絹布着用無之候ては不叶儀候間、内々可有其覚悟候、(中略)

但、小身之衆も可為同断事、

一 女性之衣類、右同断、

但、御姫様并御子様方之奥方は、羽二重迄は着用可然候、帷子之儀、越後布晒地之外、令禁止候、尤夏冬共ニ、縫金糸入かの子かたく令禁止候、

一家中之女衣類、内外共ニ下着迄、木綿之外、堅令禁止候、

但、御姫様并御子様方之奥方乙名職は、下着計日野紬令免許事、

⁷⁹⁾とあるように、専ら日野紬が着用されていたようである。前述近江商人との関係を思わせるものがある。

76) 本庄栄治郎『百姓町人の歴史』によると、同じく近江国八幡商人も蚊帳や呉服類を薩摩国へ行商していたということである。

77) 三島では、米の代りに砂糖を年貢として納めた。これを「貢糖」というが、貢糖以外の余剰も全て買い上げられた。これが「余計糖」である。余計糖に対して藩では代物として受け取るべき諸品を注文させ、之を間切役所で一括し、代官所を経て三島方に達し、三島方は之によって鹿児島あるいは大坂で諸品を仕入れ、島に送って各人に配当するという方法をとった。(原口虎雄『鹿児島県の歴史』、一九三〇—一九四頁および『鹿児島県史(第二卷)』、四〇—二頁。)

し骨粉は近江彦根・大坂を始め、東海道・北国・中国・四国・対馬・壱岐・九州各地より買い入れ、領内へ回漕し、志布志・内之浦・知覧・加世田・川内・出水等にその倉庫を置き、初めは一部資金を提供し原価を以て配給した。そのために菜種子一品だけでも、二十万石あるいは十五、六万石も産するようになった⁷⁴⁾ことである。なお、骨粉は菜種子の他、蕎麦、大根、稲などにも施されるようになった⁷⁵⁾。

72) 島津家列朝制度、卷之八

73) 鹿児島県社会科研究会高等学校歴史部会編『鹿児島島の歴史』、鹿児島書籍株式会社、一三四頁。

74) 『鹿児島県史(第二卷)』、三四七―三四八頁。

75) 鹿児島県社会科研究会高等学校歴史部会編『前掲書』、一三四頁。

衣服・布類

享和三年(一八〇三)十一月、大坂蔵屋敷から西御役所へ差出した領内産物一覧表の中に^{上中下}布類、芭蕉布類、三ッ葉布類、紬類があったことはすでにみたとおりである。しかし、当時のこれら物産の生産規模からみて、到底領民達のすべての衣類を領内産だけで充足し得たとは思われず、領外からの移入に依存するところが大きかったであろうことは、容易に推察されるところである。前掲の宝永七年上使御答書之内で、呉服物品々、木綿、おり木綿布類を「上方外他国より買入売買仕候」といつていることでも、それは明らかである。

更に、寛政ごろ(一七八九―一八〇一)から諸国へ呉服類の行商を行っていた近江五箇荘商人が、天保期(一八三〇―一八四四)になってから「薩州国中諸品持下り株」なるものを組織し、薩摩領内へ呉服、太物類の行商⁷⁶⁾に出かけていたことが、「神崎郡志稿」に記載されており、また、藩が天保財政改革中実施した大島・徳之島・喜界島三島の砂糖惣買入制において、これら三島では島内外の私取引及び金銭通用を一切停止され、島民の生活物資は余

にする。

70) 島津家列朝制度、卷之八

71) 拙稿「薩藩商業略説(三)」(鹿児島県立短期大学『商経論叢』第二十七号)、六六頁。

骨 粉

骨粉は、薩摩藩にとって重要な国産であった菜種子栽培の肥料として使用されたものであるが、この骨粉が、如何に菜種子栽培にとって必要不可欠のものであったかは、例えば天明八年(一七八八)三月、藩が三月から十月まで領内作得なたねの他領出しを禁じたことに対して、知覧・穎娃えいよりこの制度の制限緩和を求めて訴え出た趣の中に「：なたね作之儀ハ、余作ニ相替リ、外之肥シ難召仕、馬骨其外、鮪・鯉立召仕、其勢気を以、致生育之由⁷²⁾」と述べられているところからもそれを窮い知ることができる。そしてまた、この骨粉は「右肥シ之儀、専、地売船共、他国より買下シ」たものであるが、その供給地は骨粉の需要が増加するにつれ、大坂のほか北九州、近畿、関東へと拡大していった。

原骨の運送は、専ら枕崎・穎娃・揖宿いよすき等の海商達がこれに当たり、彼らはこの原骨運送に伴って、また、肥料商としての性格をも兼ね備えていった。すなわち、回船業者は自家に雇い人を置き、獸骨を粉碎し、これを農民に売りつけ、あるいは収穫期までの前貸しを行い、代金が返済できない場合は抵当としての土地を収納し、かくして地主化の傾向を持つものさえ出現するに至ったのである。⁷³⁾

さらに下って、天保財政改革に当たり、藩は黒岩政右衛門の発起によって、天保十四年(一八四三)「骨粉方」を新たに設け、牛馬・鯨・鯉等の骨粉の移入を計り、一切を黒岩に委任して、その施肥方を各郷に勧めた。原骨ない

なお、以上の他「元文元年諸色登高并銀高表」には、鉄、諸材木、掛木、蕎麥、胡麻、塩魚、干魚などが薩摩国から大坂へ積み登された品目として記載されており、また「諸国工産品の江戸入津量とその出荷地」の中にも「上布・輜綿」の品目がみえるが、いずれもどの程度のものであったのかは判然としない。

65) 土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』、弘文堂、四三二五頁。

66) 『大阪市史(第二)』、三六四頁。

67) 土屋喬雄『前掲書』、四三二一―四三三三頁。

68) 『鹿児島県史(第二卷)』、四七六頁。

69) 同 前 四八九頁および五〇六頁。

〔領外からの移入品〕

以上は領内から領外へ積み出される移出品であるが、次に領外からの移入品についてみると、宝永七年(一七一〇)上使御答書之内⁷⁰⁾に

一 呉服物品々 木綿 おり木綿

布類 薬種 銅 鍋釜^{少々ハ当国ニ調申候}

椀・折敷類・塗物、其外品々、

を「上方外他国より買入、売買仕候」とあり、このことについてはすでに前稿⁷¹⁾でも触れたところである。

この「答書之内」に記載されている品目に、その他のものも混えて、領内へ移入された主要な商品について以下概観してみることしよう。もちろん武器や馬具に類するもの、あるいは領主階層によって使用される特殊なものも多々存在するが、ここではそれらのものは除き、一般領民の生活や生産に関係の深いものだけを取りあげること

つたために、多くの利益をあげることができなかつた。そこで「天保の改革」によって同七年(一八三六)以来、「御薬園奉行」なるものを置き、販売方法等も改めたので漸次利益があがるようになり、天保十年(一八三九)まで「御薬園方」に百貫目余の利益が生じ、その後もなお価格の高まりによって、利益も多くなる見込が立つに至つたということである。⁶⁵⁾

次に藍については、文化三年(一八〇六)二月、大坂の形附紺屋職仲間および藍絞染職仲間から東町奉行水野忠通に訴状が出され、その訴えとの関係で諸蔵の藍玉積登高を検査したところ「阿州藍玉現在高五千七百二十俵の外に、筑後藍千二百五十俵、備後藍六十五俵、柳川藍七十俵、予州藍七十五俵あるのみにして、紀州藍・薩州藍・長州藍・江州藍・若州藍・泉州藍等は全く積登高なく⁶⁶⁾」とあるところから、少なくとも、この当時以前において薩摩から他の諸国と並んで、何がしかの藍が大坂へ仕登されていたことを知ることができる。

また、鬱金については、これは元来琉球その他大島諸島の特産物であり、藩は当初からその売り捌きに当たつて、私の売買を禁じ専売の方針を取っていたものの「抜荷」が多く、従つて上方表の価格も低かつた。そこで「天保の改革」以後は沖永良部島並びに大島・徳之島・喜界島の三島その他のものは全部堀り捨て、琉球だけに限り地面を定めて植え付けさせた。そして、その製法についても改良を図り、抜荷も嚴重に取り締つたので、ようやく価格も高まり、また、天保九年(一八三八)に至つて「抜口」を全くさしふさぐことができたので京・大坂の商人等が貯えていた品も払底し、その結果有利に売買することができるようになった。そこで天保十年(一八三九)には琉球にその増産を命じ、それ以来年々三万斤ずつ仕登せることに定め⁶⁷⁾、上方市場における独占的地位を確固たるものにしていったのである。

鱧節も大坂市場においては土佐節に次ぐ良品とされ、薩摩節の名称があつた。⁶⁸⁾ また、錫や畜産品も大坂その他領外で売り払われ、かなりの純益をあげたようである。⁶⁹⁾

なかつたこと

などが原因で、上方・江戸方面への普及が遅れたのである。大坂でも幕末近くになって調合法やその芳香を知って、ようやく盛んになったということである。従つて当初は、江戸には前述のように吉田・蒲生産が、また、大坂には清水・襲山^{（おやま）}その他のものが清水口^{（しみずぐち）}と名づけて大いに流行したのである。国分煙草は、この間一時（『天保年間』琉球向け出荷が行われ、そのうちの上級品は、琉球国王の清朝皇帝への進貢品として利用されたが、それも長崎貿易に害ありとする幕府の禁止にあい、まもなく大坂市場への出荷に主力を注ぐようになった。⁶³⁾

大隅煙草と並んで出水煙草も古くから長崎・肥前・肥後・下関等に出荷され長崎・熊本の刻煙草の原料となつていた。しかも出水における商業資本の未発達のために「一口に言へば出水ノ作人等ハ長崎熊本ノ煙草問屋ノ小作人ノ姿」となり、優良葉をもちながら明治初期まで江戸・京・大坂の三都へも輸出されず、安い価格で売却せねばならない状態に置かれたのである。⁶⁴⁾

60) 児玉幸多編『産業史II』、八七〜八八頁。

61) 『鹿児島県史(第二卷)』、三三四頁。

62) 芳即正「薩摩の煙草」(『地方史研究協議会編『日本産業史大系8(九州地方篇)』所収)、五〇頁。

63) 同 前 五〇〜五一頁。

64) 同 前 五一頁。

そ の 他

以上みてきた他にも領外搬出商品として留意すべきものに薬種、藍、鬱金、鏝節、畜産品、錫などがある。薩摩領内で産出される薬種は、他国のそれに比べ品質的に勝れたものであったが、遺憾ながら販売方法等が悪か

と産地の評価が変わってくる。すなわち、「昔は服部を第一の名産とすれども、あじはひ辛烈、故に今は国府を極上品となす。芬郁なるが故なり。和柔を好めるものは館(秩父)を良とす。辛とも香氣を好者は舞留(丹波桑田郡山本)を上品」(煙草百首)とするようになってきたのである。このように味の和・辛、香氣・火持ちなどを細かく吟味するようになる、各地の耕作法もこれらをねらって土地を選び、肥料を選び、調整貯蔵を工夫するようになってくる。国府(国分)煙草は「大隅の名産で諸葉の最上とす」云々といわれ、特色ある名産となったが、これは需要の増加と嗜好の分化によって作りあげられた⁶⁰⁾ことができる。

右に述べたように、大隅国府の煙草は、すでに十八世紀初めごろからその名前は知られていたが、それはまだ、あくまで好事者間のものであったらしく、商品として藩外市場への移出が本格化してきたのは「国分煙草は天明年間(一七八一〜八八〳筆者注)、始めて商人が之を大坂等に出し、許多の利益を得たと伝へ、薩摩煙草が上方市場に出たのは此の頃に始ま⁶¹⁾る」という県史の記載から、それは十八世紀も末に至ってからであるとみてよからう。また、文化十二年(一八一五)には、江戸市場売り込みも許可されている⁶²⁾。

ところで、国分煙草といっても、それは多く国分以外の大隅地域で産出された煙草であった。国分葉は上記のように名品でありながら、比較的遅くまで大都市市場へは流行しなかった。というのは、

(1) 国分の耕作者が主として郷土で売買利殖を恥と考へ、とくに幕初禁制時代、秘密喫煙により知行を没収された記憶が後代まで残り、公然たる売買を嫌ったこと

(2) 国分煙草の最上級品が香氣激烈で都会人の口にあわなかったこと

(3) 価格が高く売り込みが困難であったこと

(4) 江戸向けは関東付近の産葉によく似た吉田・蒲^{かしょう}生産が喜ばれたこと

(5) 国分煙草は単独喫煙するものではなく、他と調合してのむものであるから調合法を知らぬ江戸では歓迎され

において、大坂へ積み登される干鰯産地の中に薩摩の名が見当たらないのも、そのような状況の変化によるものといえる。

なお、後年安政五年(一八五八)四月、島津斉彬が早川氏に与えた書に「干鰯大坂の直組余程宜敷相成候間、追々差登候手筈に御座候。当国色々やかましく候へ共此節は高山阿久根等干鰯のよろしき事を存じ、其外も少々宛は仕ひ覚候様に相見得申候。是非十分の国産に相成候様可致考に御座候⁵⁹⁾」とあるように、幕末期に至り、かつてのほどではないにしても、干鰯の大坂仕登せが行われていたことを知ることができる。

56) 『大阪市史(第一)』、七五〇頁。

57) 同 前

58) 『鹿児島県史(第二巻)』、四七七頁。

59) 照国公文書卷之二、七八枚(土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』、四八七頁より引用)。

煙 草

わが国における煙草の主産地は時代と共に変遷している。寛永末から正保にかけての『毛吹草』に、山城・伊賀・丹波・肥前が名産地としてあげられ、貞享(一六八四〜八七)ころの『雍州府志』は山城・摂津・丹波・河内・和泉の地名をあげている。江戸を中心とする元禄五年(一六九二)の『本朝食鑑』では、摂州服部の産を当世第一とし、和州吉野萱村・泉州新田などがこれに次ぐと、近畿の産地の優秀さを認めた上、甲斐の門前・小松、信濃の和田・玄古、上野の高崎などの地名をあげている。正徳三年(一七一三)の『和漢三才図会』も『本朝食鑑』とほとんど同じ地名をあげているが、「備後・備中及び関東多く出す」とし、また、大隅の国府の名がこの書ではじめて現われてくる。これらは、いずれも元禄(一六八八〜一七〇三)を中心とした時代の産地であるが、後期にはいる

50) 『鹿児島県史(第二卷)』、五一二頁。

51) 『大阪市史(第三)』、六二二頁。

52) 同 前 七四三頁。

53) 同 前 九八四頁。

54) 『大阪市史(第二)』、八八一―八八二頁。

55) 『鹿児島県史(第二卷)』、五一二頁。

干 鰯

干鰯は骨粉と並んで江戸時代の重要な肥料であった。商品的農業が早くから盛んであった近畿地方では、大量の干鰯を肥料として使用していたが、その集散地はいうまでもなく大坂であった。

江戸時代中期ごろにおける干鰯の漁場は、東国では相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸、奥州の内南部・仙台・磐城、西国筋では阿波・土佐・伊予・豊後・筑前・肥前・日向・薩摩・対馬・長門・紀伊、北国にては出雲・因幡・越後・越中・若狭等⁵⁶⁾というように多くの地方を数えるが、中でも薩摩の干鰯は、その量の豊富だったことで有名であった。例えば寛保三年(一七四三)摂津島上島下両郡八十四ヶ村の農民から肥料高直にして困難なる趣を町奉行所に訴え出て、町奉行は惣年寄に命じて、干鰯荷物の登高及相場等を調査せしめたその答書の中に「彼の薩摩の如きも三十年前までは漁獲最も多く、縦令余国に漁獲無くとも、薩摩一国を以て近隣数国の肥料を支ふべしと称せられたる程⁵⁷⁾」であった、ということなどからそれをうかがうことができる。

このように、元禄・宝永頃(一六八八―一七一)まで薩摩領は主要な干鰯産地であり、⁵⁸⁾相当量のものが大坂市場へ送られていたと思われるが、先の答書の中にも「…二十年以来一切漁事なく」とあるように、領内における鰯漁獲の減少によって干鰯の生産も減少し、勢い大坂への仕登も杜絶してしまった。「元文元年諸色登高并銀高表」

することの困難な一部の株仲間を除き、その他の全ての株仲間の停止を命じた。薩摩明礬会所は、この例外の一部の株仲間と同等に扱われていたようであるが、それも天保十四年(一八四三)六月に至って「今般明礬会所(中略)差止候間、向後銘々勝手次第可致売買候」とのお触れによって、他に遅れることわずか一年余で廃止されることになったのである。

このように、諸物価の低下を目ざして幕府は株仲間の解散を断行したのであるが、結果的にはその思惑とは反対に、むしろ物価は騰貴の途を辿り、その他にも、また、社会経済的に種々の弊害が現われるに至った。そこで嘉永四年(一八五一)三月、幕府は問屋組合再興令を發布して旧に復させた。ただし、この時は冥加金を徴せず、また株仲間の人員を限ることもなかった。

薩摩明礬取引会所は、この再興令の時期より遅れて安政三年(一八五六)八月、江戸芝西応寺町半七の願出によって、前と同様に江戸・京・大坂・堺に再建され、三か年を限って営業が許可された。しかし、期限が尽きると共に、更らに十年間の継続延長が許されている⁵⁴⁾。

なお、天保財政改革に当たって、前出の家老調所広郷は、霧島明礬山の事を桐野孫太郎に命じ、湯ノ野の採掘地を開かせたが、商人の利を得させんため、藩の関与するところとはしなかったという。弘化三年(一八四六)から嘉永二年(一八四九)閏四月までの間に大坂へ仕登された明礬の量は次のようになっている⁵⁵⁾。

弘化三年	三七、五〇〇斤
同 四年	二〇、〇〇〇斤
嘉永元年	四七、五〇〇斤
同二年閏四月迄	一〇、〇〇〇斤

売り捌くための明礬会所が江戸、大坂の両所に設けられていた。ところが、その後宝暦八年(一七五八)に至って「豊後国逸見郡野田山より出候和明礬会所江戸大坂ニ有之、致売買候処、京都堺両所ニ茂壺ヶ所ツ、会所相建度旨、此度於江戸表受負之者相願候ニ付、願之通被仰渡……」⁵¹⁾というように四ヶ所へ拡大され、そして、以後これ以外での脇売りは禁止された。

このように宝暦年間までは、上方の会所で売り捌かれる明礬は、繰り返し述べることになるが、まだ豊後産のものが主であったようである。しかし、その後の明和四年(一七六七)閏九月に「唐和明礬売買之儀、江戸・京・大坂・堺四ヶ所於会所可令売買旨、宝暦八寅年同十辰年右四ヶ所町中相触候処、今以諸国出明礬於国々致売買、会所へ不差出趣ニ相聞へ、^(候脱カ)自今已後諸国出明礬之分、右四ヶ所之内、最寄之会所江差出売渡可申候、四ヶ所会所之外ニ而、諸国出明礬之分売買致間鋪候……」⁵²⁾との触れが出されているところからすると、或るいはすでにこの時代、薩摩国の明礬が大坂へ搬出されていた可能性も考えられるが確証はない。薩摩の明礬が、明らかに大坂へ積み出されていたことを示すものは、天明二年(一七八二)九月の「唐和明礬之儀、江戸・京・大坂・堺四ヶ所之会所ニおるて売買いたし候間、諸国出明礬之分、四ヶ所最寄之会所へ売買可申旨、先達而相触候、然ル処右会所之外、今般薩摩并唐明礬斗引受、是又江戸・京・大坂・堺四ヶ所江会所相建売捌候間、其旨相心得、右両会所之外、山方より直売買一切いたす間敷候……」⁵³⁾という達しであろう。この中に述べられているように、この時から薩摩明礬を売り捌くための独自の引受会所が設置されたのである。それだけ薩摩明礬が量的(あるいは質的)に、その重要性が認められたものとみてよからう。

その後年代が下って天保十二年(一八四一)十二月、諸物価の高騰を憂え、それを低下させんとした幕府は、その原因が独占的売買権を有する株仲間の存在にあるとみて、「問屋共不正之趣も相聞候」という理由の下に、まず、江戸十組問屋の問屋株を停止したのを手始めに、翌十三年にかけて治安・風俗保全上あるいはその他の事情で廃止

第8表 天保15年以降の大坂仕登三島砂糖の斤量,代銀及び純益

	斤 量	代 銀	利 潤
天 保 15 年	14,121,809 ^斤	14,730,958・82 ^{貫 匁 分厘}	193,688 ^兩
弘 化 2 年	9,186,439	9,362,575・44	123,154
3 〃	8,787,068	9,067,915・05	118,017
4 〃	13,565,099	13,183,819・88	177,414
嘉 永 元 年	10,487,510	10,896,428・20	144,039
2 〃	11,287,780	10,871,639・07	145,853
3 〃	12,498,016	11,825,275・74	158,051

資料：鹿児島県史(第二卷) 414頁。

糖の斤量と代銀・純益をみると次の第8表の如くである。⁴⁹⁾

- 40) 『鹿児島県史(第二卷)』、三九二頁。
- 41) 同 前
- 42) 『大阪市史(第一)』、一一二六頁。
- 43) 土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』、弘文堂、四四八頁。
- 44) 『鹿児島県史(第二卷)』、四〇〇〜四〇一頁。
- 45) 琉球・大島三島および沖永良部島以外の薩隅本土地域で生産されたものを、このようにいう。
- 46) 『大阪市史(第二)』、三四七〜三四八頁。
- 47) 同 前 三四八〜三五〇頁。
- 48) 『鹿児島県史(第二卷)』、四一二頁。
- 49) 同 前 四一三頁。

明 饗

明饗は主として霧島山方面で産出され、年産額は寛政上使答書によると七、八万斤となっている⁵⁰⁾。しかし、これより先の「元文元年諸色登高并銀高表」の中には、全国から大坂へ積み登される明饗は豊後国の十四万斤が記載されているのみで、まだ薩摩国の名は現われていない。元文元年(一七三六)当時の領内産出明饗は、殆んど取るに足りないほどの量であったか、あるいは産出されていたとしても、領内の需要を満たす程度のものであったと思われる。

それはさておき、上方における明饗の供給は右記のように、当初豊後国一国からだけであった。そして、それを

第7表 大坂市場における黒糖価格

年次	黒糖1斤付価銀	年次	黒糖1斤付価銀
文政2年	・746173	天保元年	・709836
3 "	・5406695	2 "	・882694
4 "	・541938	3 "	1・102678
5 "	・7211118	4 "	1・781
6 "	・8681482	5 "	1・0922699
7 "	・7508435	6 "	・9715286
8 "	・7731118	7 "	1・02771
9 "	・7153877	8 "	1・3714201
10 "	・69355	9 "	1・500101
11 "	・6326646	10 "	1・313861
12 "	・5298755	天保度10年間均平	1・175余
文政11年間均平	・683		

資料：鹿児島県史(第二巻) 411頁。

八四〇)一斤につき銀七分となり下落し始めた。よって藩はこれが抑制を必至とし、内々幕府に運動し、また、当時浜松藩に仕えていた大蔵永常著述の精糖書の出版停止をも計った⁴⁸⁾ことである。

かくして、天保末年以降、砂糖の純益は減少していったものと思われるが、なお、重要国産としての地位を失うものではなかった。ちなみに、「堅山利武公用控卷二」によって天保十五年(一八四四)以後の大坂仕登せ三島砂

ところで、薩摩藩以外にも、寛政年間(一七八九〜一八〇一)讃州高松藩の黒砂糖が大坂へ入津したのを嚆矢として、阿州、土州、岸和田、伊東、唐津、紀州の各藩から相次いで当該領内産の砂糖が大坂へ積み登せられるようになり、その額も漸次増加し、遂に十五万挺に達するようになった⁴⁶⁾。これは二百三十匁を一斤とし、百二十斤を一挺としているので、薩摩藩の百二十匁一斤で換算すると、実に三千六百万斤の多きを数えることになる。このように、多量の砂糖が大坂へ入津した結果、唐砂糖を圧するようになったため、貿易政策上幕府も放置できず、これに制限を加えることとし、以後迂余曲折を経ながらも、天保六年(一八三五)十二月に、総額千二百二十三万四千六百五十七斤余を一年の廻着高と定め、問屋がそれ以外の砂糖を引き受けることを禁止した⁴⁷⁾。しかし、それでも、なお、薩摩藩より積み登せる量とほぼ同量に匹敵するものであった。そのため薩摩糖の売価は、天保十一年(一

であろうし、従つてそれは専ら島津氏から幕府への進納物として使用されるに過ぎなかつた。砂糖が大坂へ商品として積み登されるようになったのは、これよりはるかに遅れて正徳三年（一七一三）に入つてからのことである。すなわち、大阪市史に「砂糖に和製及外国製の二種あり、外国製の砂糖は薬種と同様に取扱はれ、唐紅毛砂糖荒物仲買主として之が売買に与り、又和製砂糖は正徳三年島津家より琉球産出の黒砂糖を大阪に輸送したるを嚆矢とし、其状宛も炭団の如く、当時之を丸玉と称せりといふ。其後産出額も増加し、享保年間より大島・徳ノ島・鬼界ヶ島所産の黒砂糖に限り、蔵屋敷に於て入札に附し、其他は薩州定問屋及小問屋にて取扱へり。」⁴²⁾との記述があり、これによつて取引開始の年代と爾後の産出状況や取引の状態などを知ることができる。

砂糖は、それまでも他藩に比べ、早くから財政上の困窮に苦しんでいた薩摩藩にとつて、重要な富源として取り扱われてきたが、⁴³⁾「天保の改革」は、一層その期待をこの砂糖に寄せるようになった。当時五百万両にも及ぶ莫大な藩債を抱え、根本的な財政建て直しを迫られていた薩摩藩では、その財政再建の重要な一環として大島・徳之島・喜界島三島の砂糖惣買入制を実施したのであるが、その実施に当たつて家老調所広郷は、三島方掛なるものを設置し、徹底的な砂糖の専売制を開始した。すなわち、三島共に協売を禁じ、商人の入り込むを止め、かつ、古未進を始め従前の債務を停止し、島内外の私取引および金銭通用をも停止する一方、調所は大坂堺筋砂糖問屋の評判を聞き合わせ、三島方に通知して、製法・樽樽等に改良を加えしめ、また、運漕・荷揚げに注意し、売払入札の方法及び代価払い込みの期日等まで改革していったのである。⁴⁴⁾さらに、これら三島の外、沖永良部島・琉球の産糖あるいは新製砂糖⁴⁵⁾まで、悉く大坂へ送り、その品質改良と共に、上記のように売払方法にも改革を加えたので、その結果売価も漸次高騰していった（第7表）。この代価の高騰によつてもたらされた砂糖純益額の増加は、惣買入前後各十年間の積登総額を一億二千万両とし、これを各平均価格によつて計算すると、推算五万九千四十貫（金にして九十八万四千両）に及ぶこととなる。

	数	量	代価(文銀)
大坂仕上払	三三、七五一	斤	六七、五〇二 ^貫
長崎払	一〇二、一三〇・五		二〇四、四六一
藩諸局用(諸所御用)	三八〇		
一般払下(諸人申請)	八九〇		一、八〇九
計	一三七、二五二・五 ^(ママ)		二七六、七四二 ^(ママ)

しかし、嘉永元年乃至三年(一八四八〜一八五〇)の樟腦総帳では大坂仕登高の項目は見えず、この総帳の記載項目の一つである「諸人并薬店共申請払」の内に含まれるとしても、それは極く少量である。すなわち、後年には長崎輸出向けを主とし、大坂仕登はほとんどなかったものと思われる。³⁹⁾

37) 『鹿児島県史(第二卷)』、五四二頁。

38) 拙稿「薩藩商業略説(三)」、『鹿児島県立短期大学『商経論叢』第二十七号)、六九頁。

39) 『鹿児島県史(第二卷)』、五四三〜五四四頁、五五二頁。

砂糖

薩摩藩領内で甘蔗が栽培され、それから砂糖が製造されたのは、大島では慶長年間(一五九六〜一六一五)、焼内間切大和浜方の川智が和某に随って琉球渡航の際、颶風に遭って支那福建に漂着し、滞留才余の間に、甘蔗の栽培及び製糖法を習い、密かに蔗苗を携えて帰り、大和浜方西浜原に挿苗し、好果を収めたに始まる⁴⁰⁾という。また、琉球での製糖は、大島より後れて、元和九年(一六二三)に、儀間親方眞常が、貢船に付して儀間村人を派遣し、福建において伝習せしめたに始まる⁴¹⁾という。このように、大島・琉球で製造された砂糖は、当初その量も少なかった

- 30) 『鹿児島県史(第二卷)』、五二九頁。
- 31) 同 前 五三一頁。
- 32) 同 前 五三四頁。
- 33) 諸国から大坂に仕登された蠟は蔵物あるいは納屋物として売り捌かれたが、薩摩の蠟は長州・肥後・雲州・会津・島原・大村・筑前・筑後・豊前・伊予等の諸藩とともに蔵物として売り捌かれ、いずれも入札売りであった。(『大阪市史(巻一)』、一〇八二頁。)
- 34) 土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』、弘文堂、四二二―四二七頁。
- 35) 同 前 四二七頁。
- 36) 児玉幸多編『産業史II』、二五一頁参照。

樟 腦

樟腦は、三国名勝図会によれば、薩摩では樋脇・中郷・羽月、大隅では大根占・鹿屋・種子島、また日向諸県郡もろがたの吉田・加久藤・眞幸の諸郷に産し、すでに寛永十四、五年(一六三七、八)頃、そのオランダ向け輸出が始まっていることよりみて、樟腦製造の創始は、遅くとも寛永頃に遡ることができる。伝える所では、苗代川定住の鄭宗官が免許を受けて創業し、次いで近村市来・東伊作田等の村民を雇い入れ、その製法を伝えたとい³⁷⁾う。

領内で産出された樟腦は、すべて藩買い入れとなり、その大部分は輸出向けであった。従って、その詳細については、また、稿を改めて海外貿易のところでもみていくことにしたい。

樟腦の売却については、このように海外向けが大半であったが、すでに前稿で引用したように、³⁸⁾薩藩雜史料の中に「元禄十二年頃、一ヶ年一万七、八千斤づつ、五年間大坂仕登方を塩屋三郎右衛門に申附」けたという記述があり、また、「要用集抄」にも左記のように、領内産の約四分の一に相当する約三万四千斤が大坂へ仕登されたことを記載しており、早い時代には、わが国国内にもかなりのものが移出されていたようである。

第6表 生蠟の大坂仕登高及び価格

年次	仕登高	一斤に付価銀
文政 2 年	575,321 ^斤	・9655452 ^匁
3 "	469,543	・7183205
4 "	215,139	・9361022
5 "	372,413	1・106558
6 "	87,358	1・033621
7 "	386,092	・9226019
8 "	238,520	・7916811
9 "	267,401	・890829
10 "	261,798	1・082375
11 "	244,017	1・142106
12 "	241,074	1・482
11年間平均	305,334	1・107
天保 元 年	166,621	1・63062
2 "	279,691	1・63512
3 "	170,550	1・746096
4 "	374,442	1・797047
5 "	221,454	1・871753
6 "	330,537	1・923314
7 "	363,563	1・766096
8 "	(外に野田蠟) 10,482	1・971043
	155,172	1・881142
	(外に野田蠟) 10,600	1・939358
	(外に皿居蠟) 25,907	1・968329
9 "	134,546	2・325408
10 "	117,414	3・574
	(外に皿居蠟) 11,600	4・529
11 "	238,486	3・384052
	(外に皿居蠟) 25,758	3・50159
11年間平均	239,711	2・139

資料：鹿児島県史(第二巻) 536～537頁。

届手控」によつてみたのが第6表であるが、改革前十一年間の平均一年の生蠟仕登高が約三十万五千斤、一斤につきその代価が銀一匁一分七毛であったのに対し、改革後十一年間のそれは約二十四万斤と、平均仕登高は約六万五千斤ほど少ないけれども、一斤当たりの価格は銀二匁一分三厘九毛と、ほとんど倍になっているのである。³⁵⁾

なお、生蠟の領外移出は、前後一貫して大坂への仕登せがその主流を占めていたことには変わりはないが、安政三年(一八五六)「諸国工産品の江戸入津量とその出荷地」(「重宝録」から)の生蠟の項に数量不明であるが、薩摩桜島・谷山・伊佐・出水・種子島の名が見えているところから、江戸への出荷もなされていたことがわかる。³⁶⁾

る。その後、柙樹は領内諸所に植栽され、製蠟所も桜島や大島赤木名に置かれ、製蠟事業は益々盛んとなつていつた。

領内産の生蠟が多くなれば、勢い領外への搬出が行われたであろうことは容易に想像されるところである。しかし、これまた、いつごろから領外、特に大坂仕登せが行われたかは明白ではない。ただ、前掲の「元文元年諸色登高并銀高表」に薩摩国をはじめ十九ヶ国から九万四千六百三十六貫余（代銀にして二千三百七十四貫余）の蠟が大坂へ送られてくることの記録があり、しかも薩摩国が諸国の中でも筆頭に記されているところから、当時すでにかなりの量のものが、大坂へ出荷されていたのではないかと推量される。

その後安永六年（一七七七）八月から翌七年閏七月までの一か年分について「要用集抄」に次のような記載³²⁾があり、これによって当時、生蠟のほとんどが、しかも大量のものが大坂へ移出³³⁾されていたことを知りうる。

	生蠟数量	代銀(文銀)
大坂仕上方	五二三、二二三斤	—
服部武八申請払	二〇、〇〇〇斤	—
春屋用	一一、八九三斤	—
計(御物方桜島并諸所)	五五五、二二六斤	一、〇六八・〇三七 ^貫 _匁

ところで、前述の菜種子と同様に生蠟もまた「天保改革」以前は品質が悪く、価格も下直であったが、改革後は『調所笑左衛門履歴概略』に「国産蠟の品位他県よりも劣りたる故、白蠟を製することを桐野孫太郎へ命じ、京、大阪又は長崎辺にて自らも質問して桐野所にて白蠟を製し、又蠟師を雇ひ下し、桜島垂水辺の蠟にて拵へ夫より年々品位もよくなり、各郷の品位もよくなりしことなり」とあるように、その品位を精良ならしめるよう努めたために、大坂での価格も高くなっていった³⁴⁾。すなわち、天保改革前後の生蠟仕登高および売払価銀を「御改革取扱向御

ころから、かなりの中途売りのあったことがわかる。

22) 『大阪市史(第三)』、六三七―六三八頁。

23) 島津家列朝制度、卷之八

24) 『大阪市史(第四上)』、一〇〇頁。

25) 同 前

26) 『大阪市史(第四上)』、七九二頁。

27) 同 前

28) 『大阪市史(第二)』、四三五―四三六頁。

29) 『鹿児島県史(第二卷)』、三七一頁、および土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』、弘文堂、四二八―四三一頁。

生 蠟

藩内における杵樹植栽および製蠟の起源については種々の伝承があつて、必ずしも明確ではないが、少なくとも寛永時代(一六二四―一六四四)には、すでに製蠟のことが行われていたようである。³⁰⁾しかし、それが本格的に、また、急速に発達を遂げたのは貞享・元禄期(一六八四―一七〇四)の頃と思われる。すなわち、県史に「祿占清雄について伝へる所では、延宝元年頃、彼は江戸に在り、旗本田宮一山に自家窮迫の対策を聞き、製蠟の利を考へ、旧領小根占の杵樹を取寄せて私領吉利に植えたといふ。次いで貞享元年十月、彼は穎娃地頭となり、同地に狩夫銀を免じて、用夫一人に五百本の杵樹を植栽せしめた。貞享四年二月、諸村庄屋より届出には、同郷御領・牧之内・郡三村で一万四百本、仙田・池田・十町三村で十万二千百本を植付けたとある。また家老肝付久兼に勧めて、喜入・指宿・山川・垂水・花岡・新城・牛根等の沿海各地に及ぼし、垂蠟所^{製蠟}を吉利に置き、串木野より阿多までの藩買上栢実³¹⁾は此処で搾つたが、拡張のため、清雄養子清純の代、元禄・宝永頃、之を伊作に移したといふ。」と記載されて、寝占清雄が杵の植栽を勧奨し、製蠟所を設置した貞享・元禄期の頃まで遡ることができるのである。

第5表 天保年間における菜種子の大坂仕登高及び価格

年 次	仕 登 高	一石付価銀
文政3～12年平均	石 3,275.624	匁 61.28
天 保 元 年	4,152.919	57.632
2 "	3,726.4	66.199
3 "	4,000	77.34
4 "	4,000.64	92.694
5 "	4,000	102.181
6 "	4,000	100.845
7 "	4,000	111.582
8 "	4,000	108.905
9 "	4,021.44	96.184
10 "	4,000	94.155
天保3～10年平均	4,002.76	97.986

資料：鹿児島県史(第二巻) 371～372頁。

収納や包装方法に注意し、米と同様、唐箕・千石通しを使用して土砂を取り除き、精良にすることに努め、殊に俵作については、従来呷入りであったことから洩捨りが多かったので、これを紙袋に入れ、更にそれを俵入れにするというように改善を加え、それと並行して、菜種子それ自体の品質改良も行っていったので、大坂での声価は高まり、同地の油屋達が、薩摩の菜種子に限り、大坂・堺・兵庫の三か所以外で売ることを禁じたという程優秀なものとなった²⁹⁾のである。

18) 島津家列朝制度、卷之八
 19) 同 前
 20) 同 前
 21) もっとも、中途売りの禁止は、あまりよく守られていなかったようで、その後文化四年(一八〇七)に薩摩藩の大坂蔵役人から藩の御勝手方御用人衆へ差し出した書状の中に「一、諸家御一統、菜種^{ダイダイ}作高・大坂廻着高、巨細相改、大坂町奉行所へ御届可申出旨、寛政九己年、牧野備前守様御城代御勤之節、御用人薪原要人を以被仰渡、其節、委曲申上置候通ニ御座候、一、其砌より、菜種^{ダイダイ}積登石高、年々御国元より被仰渡候処、爰元定問屋より、以内分、絞^シり油屋年行事方へ承合候処、御国元より被仰渡候積登せ高と、爰元油屋方へ買請候石高とハ、余程石数相違有之候付てハ、全津口通之外冲乗、又ハ中途売等之訳にて、廻着高相替候儀ニても御座候哉、……(傍点筆者)」とあると

も有之哉ニ相聞へ候間、此度摂州兵庫津ニ新規引請問屋壹両軒取建²⁴⁾てて、それまで諸国から大坂へ積み送られていた菜種子のうち、安芸・周防・長門・出雲・因幡・伯耆・石見・美作・隠岐・阿波・大隅・壹岐・対馬国の合計十三か国にて作り立てた菜種子の分は、以後大坂表への積み込みを差し止め、この兵庫種物問屋へ廻送するよう命じたのである。²⁵⁾しかし、その後文政五年(一八二二)に至つて、事態はますます悪化し、「近年諸国種物大坂へ廻着并出油等も少く、直段ニ相障、差支之筋も相聞候ニ付²⁶⁾」ということと再び元通り大坂問屋へ積み送るよう命じている。²⁷⁾

薩摩藩から大坂へ仕登される菜種子の分量は、少なくとも享保期においては、前にみたように、ほとんど問題とする程のものではなかったが、「天保の改革」で専売品の一つとして取り扱われるようになる、次の第5表で明らかのように、年によって若干の例外はあるが、大体四千石という一定した量の菜種子が、毎年大坂へ仕登されたのである。この四千石という量が、大坂に集まってくる菜種子のうち、どの程度の割合を占めていたかを明らかにする資料を、今のところ持ち合わせていないが、ただ、これより少し前の文政年間(一八一八〜一八三〇)の平均仕登高が、同表によつて三千二百七十五石であることがわかり、さらに『大坂表油売買元方之儀取調候趣申上候書付』の中に「文化十四年より文政九年に至る絞草并に油請払高の平均を見るに、五畿内・四国・中国・九州筋其外国々より大坂に積登れる分、并に摂・河・泉州在町油稼人買請分を加へ、菜種は二十万五千六百二十四石余……²⁸⁾」とあるところから、文政期においては大体一・六%程度を占めていることになる。天保度(一八三〇〜一八四四)においても、恐らくこの割合は、そう大きく変化せず、一・五ないし二・〇%の間であつたらうと推測される。

量的には、このようにそう大したものとはいえないが、ただ質的には相当高い評価を受けていたようである。もともと、それも「天保の改革」以後のことであつて、それ以前における薩摩藩産出の菜種子は、一俵の入実も少なく、その上、土砂交じりの下等品が多かつたため、上方での評判は芳しいものではなかつた。そこで「改革」に当たつて、

右之通、從 公義被仰渡候條、此旨承知仕、菜種子之儀、随分精を出し、作増候様可致候、大坂表へ積廻候儀
ハ、此内之通相心得候様、與中・支配中・諸外城へ、可被申渡也、

四月

御家老座印

御勝手方¹⁹⁾

というように、幕府の通達に従って領内の菜種子の増産を督励しているのである。そして、これらの菜種子を大坂に廻送するに当たっても

(前略)

右之通、從 公義仰渡候條、御領内商買^マ菜種子・綿実、積入候船ハ旅船迄も、諸所津口通手形を以、他国へ積出候節、中途売不致、都て大坂へ差上セ、御定之間屋へ相付候様、與中・支配中・諸外城へ可被申渡者也、

宝曆九年卯十月廿八日

御勝手方印

堀 堀右衛門²⁰⁾

と中途売りを禁止し²¹⁾、すべて大坂へ積み上せ、しかも御定の間屋(薩摩国問屋)へ相付けるよう申し渡している。更に、翌宝曆十年(一七六〇)、幕府は大坂において菜種問屋二十人、綿実問屋十人を定め、以後大坂へ廻着の菜種・綿実の引き請けは全てこの三十人に限ることとし、その他の者への売買を禁止した²²⁾。ただし、薩摩藩においては、前年の通達どおり「……右両品共、積上候節ハ、一旦御渡問屋七軒之内ニ相付、御船奉行所改を請候上、直右問屋へ相渡候様²³⁾」にと、薩摩国問屋を経由するよう申し渡している。後に述べる唐物取締りとの関係において、このような措置がとられたものとみてよい。

このように、幕府は度々布令を発して種子油の価格安定に努めたが、寛政三年(一七九一)、またまた水油は高値を示した。その原因の一端が大坂問屋の買入独占権にあるとみた幕府は、「大坂表問屋共引請仕入方、不行届儀

菜種子

領内で生産された菜種子のうち藩庫へ貢納された数量は、列朝制度の記載¹⁸⁾しているところによると、享保八年(一七二三)で四千八百八十四石七斗七升九合、同九年(一七二四)四千七百五石三斗九升九合、同十二年(一七二七)には減少して二千八百七十石四升となったが、同十九年(一七三四)には再び増加し七千六百二十七石三斗三升を数えている。この中、いくらかは江戸・京都・大坂などの領外へ搬出されているが、それは主として藩邸用として積み出されていたものと思われ、商品として一般に売り捌かれていた分は、さほど多くはなかったと推察される。しかし、一般販売用としての領外搬出があったことは、元文元年(一七三六)の「從諸国大坂江諸色商売物来高并銀高寄帳」(以下「元文元年諸色登高并銀高表」と略称する)において、総量十二万八千八百五十九石余に上る菜種子が豊後、備前、肥後、筑前など計二十四国から大坂へ積み登されており、その中に薩摩国の名が見えることから、それを知ることができるが、どの程度の分量であったかは不明である。

菜種子は、いうまでもなく当時の生活必需品であった燈油の原料として、諸産物の中でも重要な地位を占めていた。菜種子の出来高の多寡は、直接、油の値段を上下させ、人々の生活に大きな影響を及ぼすので、幕府としても屢々諸国に令して、菜種子の増産ならびに大坂・江戸への廻送を促した。これを受けて薩摩藩でもまた、例えば寛保三年(一七四三)

一 国々より、菜種子、大坂表へ積廻候処、近年不作故カ、大坂表へ積廻候菜種子、無数成候ニ付、水油高値ニテ、諸人之難儀有之候間、国々ニてなたね作増、大坂表へ積廻し可申候、

一 扱^(扱カ)り油致し候国々之内、江州・尾州・勢州・三州・駿州・豆州・相州より、江戸廻し致来候分ハ、只今迄之通可積廻、摂州兵庫・西宮並紀州、中国筋、西国筋ニて絞^マり候油、江戸表へ不致直積廻、大坂へ積上セ可令商買^マ候、右之趣、御領ハ御代官、私領ハ地頭より、可触知也、

もつとも、その後のいわゆる天保財政改革期において、調所笑左衛門は品質の向上はもちろん、合わせて包装や運搬などを含む売払方の改革をも図った結果、大坂市場における薩摩米の米価は次第に上昇し、第4表のように、当時標準米と見做されていた肥後米や中国米に比べ、遜色ないどころか、むしろ、それらを上回る程にさえなったのである。

- 6) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』、塙書房、一五七頁。
- 7) 同前、一五七―一五八頁。
- 8) 鹿児島県史第二巻にも「歳米の上方仕登は、古くより行はれたが……」(三六六頁)とある。しかし、その年代についての記載はない。
- 9) 土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』、弘文堂、二九―三〇頁。
- 10) 『鹿児島県史(第二巻)』、三〇二―三〇三頁。
- 11) 大石慎三郎『日本近世社会の市場構造』、岩波書店、九二―九三頁。
- 12) とくに元禄期・享保期のもは単なる推定であると思われるので、この可能性が強い。
- 13) 児玉幸多編『産業史II』、山川出版社、一三三頁より引用。
- 14) 「諸事被仰渡判形帳」(『大阪市史(第三)』三五五頁)。
- 15) 同 前
- 16) 『大阪市史(第三)』、三六三頁。
- 17) 『大阪市史(第一)』、七〇七頁。ちなみに、畿内米・播磨米・備前米・備後米・淡路米・中国米・豊前米を上米とし、肥後米・筑前米・筑後米・讃岐米・広島米を中米とし、加賀米・出雲米・土佐米・豊後米・肥前米などが下米であった。なお、薩摩米が下米であったことは、これより以前の元禄十年(一六九七)当時、すでにそのような取り扱いを受けていたことが『国花万葉記』の中の記載によって知ることができる(第2表参照)。

第4表 他国産米と薩摩米との価額(当たり)比較

	薩摩米	肥後米	中国米
文政元年	43.435 ^匁	54.5 ^匁	—
2 "	34.078	51.5	—
3 "	40.502	62.5	—
4 "	49.919	59余	48.5
5 "	49.802	59余	48.5
6 "	56.412	66	64匁前後
7 "	52.031	—	—
8 "	66.009	76.5	75.5
9 "	50.591	59.5	—
10 "	49.322	57.5	56.5
11 "	78.088	86.0	84.0
12 "	63.563	72.0	70.0
天保元年	76.473	88.5	86.5
2 "	70.187	74.0	69.0
3 "	82.873	77.5	72.5
4 "	112.337	118.8	114.0
5 "	74.662	73.6	68.8
6 "	99.067	87.5	83.5
7 "	153.632	151.5	142.5
8 "	111.080	97.0	—
9 "	111.525	—	—
10 "	72.000	—	—

(注) 薩摩米は『鹿児島県史(第二巻)』302~303頁、肥後・中国米については『大阪市史』の各記載するところに基づいて作成。なお表中一のところは不明分を表わす。

「当冬より江戸大坂米屋共、諸国払米金一兩ニ付一石四斗以上ニ買請、大坂ハ米一石ニ付銀四十二匁以上ニ買請可申候、若米一石ニ付四十二匁以下ニ買請申においては、当十五日より、米一石ニ付十匁ツ、之運上、買請候米屋共より差出可申候事¹⁵⁾」と幕府は米の買請値段を定め、それ以下で買った時には一石につき十匁の割で運上銀を課し、米の安値買いを防止しようとした。ところが、米には、いうまでもなく上下の品質差があり、これを無視して全てを同じに取り扱うことが、必ずしも適当でないことを米商人達の陳情等によって知った幕府は、翌十一月十五日の布令で、米をそれぞれ上・中・下に区分し、それに相当する値段を定め、それ以下で買請けた場合のみ運上銀を出さしめることにした。¹⁶⁾ この時各藩の蔵米がその品質によって格付けされているが、薩摩米は下米と定められた。¹⁷⁾

第3表 享保初年、諸国米の大坂登せ高

			大坂登せ高(石)
肥	後	米	80,000
中	国	米	50,000
米	子	米	40,000—50,000
備	前	米	80,000
広	島	米	70,000
伊	予	米	40,000
肥	前	米	40,000—50,000
讚	岐	米	20,000—30,000
さ	つ	ま	30,000—40,000
豊	前	米(小笠原殿)	20,000—30,000
筑	前	米	60,000
筑	後	米(有馬殿)	20,000
ひ	め	じ	30,000
土	佐	米	15,000—16,000
唐	津	米(土井殿)	15,000—20,000
天	満	豊	20,000
加	賀	後	73,000
土	方	米	10,000—16,000
村	上	米	16,000—17,000
新	発	田	15,000—16,000
高	田	米	14,000—15,000
長	岡	米	14,000—15,000
三	島	米	10,000
出	雲	米	30,000—40,000
宇	和	米(大豆を)	20,000
	計		832,000—908,000

資料：大石慎三郎『日本近世社会の市場構造』93頁

れば、後期に至って、砂糖その他の有力な換金作物が現われてきたことによって、そのようなものの比較的乏しかった仙台藩や加賀藩に比べて米への依存度が相対的に小さくなっていたといえるのではなからうか。

ところで、寛永から正保にかけての『毛吹草』(松江重頼著)には、山城の山城米、大和山辺米、和泉花落米、河内石戸米、近江膳所米、丹波亀山花落米、播州竜野米、備前石戸米、ならびに遠国では伊予一本瀬米、出羽庄内米、肥前白太米などの諸国の米と並んで、薩隅日三国の赤太米が記載され、¹³⁾当時、畿内の米穀市場では一応名の通った銘柄品の一つとして数えられていたことを窺わせるものがある。しかし、必ずしも、この赤太米とは限らないが、薩州産の米は、もともとそう高い評価は受けていなかったようである。年代はこれより半世紀ほど下がるが、享保十八、十九年(一七三三、三四)の全国的豊作によって「米直段次第三下直に相成、武家并百姓難儀之事ニ而、町人諸職人等ニ至迄商ひ薄く、かせき事無之、世間一統之困窮」¹⁴⁾に及んだので、享保二十年(一七三五)十月五日

薩藩商業略説(四) (高向)

諸 家	石高	品 質	為 登 米 高	そ の 他
小笠原修理太夫(中津)	千石 80	(中 米)	34,000—35,000 ^石	内大豆小豆赤米有
水野美作守(福山)	100	(上々米, 大豆)	10,000	
立花飛驒守(柳川)	109	(下 米)	10,000	中米, 大豆, 赤米10,000石
安藤対馬守(松山)	65	(上 米)	10,000	
稲葉能登守(臼杵)	50	(中 米)	5,000— 6,000	大豆小豆有
大久保加賀守(小田原)	113	(下 米)	10,000	生餅5,000石
松平主殿頭(島原)	70	(島原米大豆)	10,000	豊後米12,000石
土井周防守(唐津)	70	(中ノ下米)	10,000—20,000	
松平周防守(浜田)	50	(下 米)	5,000— 6,000	紙銀大分上ル
松平志摩守(城築)	33	(米)	12,000—13,000	内大豆小豆, 赤米, 餅米, 黒豆有
松平対馬守(豊後府内)	22	(中ノ上米, 大豆)	5,000— 6,000	
石川主殿頭(淀)	60	(地米上々)	2,000— 3,000	
石川主水正(勢州神戸)	20	(地米上々)	5,000— 7,000	
中川因幡守(竹田)	74	(米)	10,000	大豆10,000石
松浦壱岐守(平戸)	63	(米高, 大豆 小豆, 小麦等)	18,000—20,000	
脇坂淡路守(竜野)	53	(中ノ上米)	10,000	
溝口信濃守(新発田)	50	(中下米)	15,000—16,000	
牧野因幡守(田辺)	35	(米)	12,000—13,000	
秋月長門守(日向高鍋)	30	(中下米)	5,000	赤米大分
大村因幡守(木村)	27	(下 米)	2,000— 3,000	
相良遠江守(球麻)	22	米穀不登		麻布, 麻皮上
五嶋万吉(五嶋)	12	米穀不上		塩魚, 鹿皮上ル
久留嶋信濃守(豊後森)	12	米少シ上ル		赤米大豆, 小豆2,000—3,000石上ル
建部内匠頭(播州林田)	10	(上 米)	3,000— 4,000	
鍋嶋備前守(肥前鹿島)		(米)	4,000— 5,000	
京極縫殿(丸亀)	63	(上 米)	5,000— 6,000	米3,000—4,000石又上小麦大分上ル
加藤遠江守(大洲)	50		3,000— 4,000	
伊東出雲守(日向鉄肥)	51	(中 米)	8,000—10,000	内上々赤米大豆, 小豆, 大麦小麦も有
伊藤民部(備中岡田)	10	(中 米)	3,000— 4,000	
青山播磨守(尼崎)	48	(地米上々)	24,000	餅米大豆有
木下肥後守(備中芦宿)	25	(米)	5,000— 6,000	
木下右衛門佐(豊後日出)	30	(上 米)	7,000— 8,000	大豆, 小豆, 小麦
一柳土佐守(播州小野)	10	上米上餅米上ル		
一柳兵部少輔(伊予小松)	10	(中米大豆)	2,000	
(合 計)			929,000 —1,150,000	

+

第2表 元禄10年、大阪への諸家登せ穀数

『国花万葉記』より

諸 家	石高	品 質	為 登 米 高	そ の 他
松平右京太夫(西条)	千石 30	(中 米)	2,000— 3,000 ^石	
松平讃岐守(高松)	120	(上々米)	30,000	生餅小豆
松平出羽守(松江)	186	(中 米)	35,000—40,000	
松平淡路守(徳島)	257	(中ノ上米)	8,000—15,000	
加賀宰相(金沢)	1,022	(上 米)	20,000	
松平大蔵大輔(富山)	100	(上 米)	10,000	
松平薩摩守(鹿児島)	729	(下 米)	50,000—70,000	琉球米5,000石, 赤米大分
島津左京(佐渡原)	37	(下 米)	6,000	赤米大分, 大豆少シ有
伊達遠江守(宇和島)	70	(米)	10,000—30,000	赤米, 大豆, 小豆, 胡麻4,000—5,000石
伊達金之助(吉田)	30	(中 米)	5,000— 6,000	生餅, 大豆
細川越中守(熊本)	540	(上 米)	40,000—50,000	右之内大豆7,000—8,000石, 赤米, 餅, 麦
松平肥前守(福岡)	530	(上中下米)	50,000—70,000	大豆10,000石
黒田甲斐守(秋月)	50	(米)	5,000— 6,000	大豆, 小豆, 餅米
松平安芸守(広島)	370	(中 米)	25,000—50,000	
浅野土佐守(三好)	50	(中上米)	2,000— 3,000	大豆少上, 紙少上ル
浅野内匠頭(赤穂)	53	(上 米)	1,000— 4,000	
松平大膳太夫(萩)	369	(中上米)	60,000—70,000	
毛利甲斐守(長府)	50	(中 米)	10,000—13,000	餅米有
毛利飛驒守(徳山)	50	(中上米)	7,000— 8,000	外ニ紙
毛利内膳(清洲)	20	(中下米)	2,000— 3,000	下米大豆4,000—5,000石
吉川内蔵之介(岩国)	60		米穀不登	紙
松平信濃守(佐賀)	357	(上中下米)	40,000	赤米10,000石
鍋嶋紀伊守(小城)	74	(下 米)	5,000— 6,000	
鍋嶋摂津守(蓮池)	52	(下 米)	4,000— 5,000	
松平伯耆守(鳥取)	320	(中ノ下米)	30,000	
松平伊予守(岡山)	315	(上 米)	50,000	赤米10,000石
亀井隠岐守(津和野)	43	(下 米)	5,000— 6,000	紙10,000丸
松平土佐守(高知)	220		米穀不登	材木大分上ル
有馬中務大輔(久留米)	210	(中ノ下米)	15,000	大豆5,000石
佐伯右京大夫(秋田)	205	(下 米)	40,000—50,000	
森美作守(津山)	186	(中 米)	40,000—50,000	
松平隠岐守(松山)	150	(中 米)	30,000—40,000	
松平駿河守(今治)	40	(中下米)	8,000— 9,000	
榊原式部大輔(村上)	150	(中下米)	10,000—20,000	
小笠原遠江守(小倉)	150	(中ノ上米)	30,000—40,000	赤米大豆アリ

のように減少したが一方、米価はそれ以前に比べて異常な高騰を示している。

第1表 大阪仕登米量及び価格

年次	仕登米額 石	石に付価銀 匁
文政元年	16,850.00	43.435
2 "	19,910.00	34.078
3 "	23,150.00	40.502
4 "	22,350.00	49.919
5 "	23,788.00	49.802
6 "	16,413.00	56.412
7 "	15,500.00	52.031
8 "	13,827.00	66.009
9 "	12,840.00	50.591
10 "	15,910.00	49.322
11 "	13,757.00	78.088
12 "	10,440.00	63.563
文政年間平均	17,211.25	52.812
天保元年	11,510.00	76.473
2 "	8,530.40	70.187
3 "	12,998.40	82.873
4 "	7,583.00	112.337
5 "	12,328.32	74.662
6 "	15,725.00	99.067
7 "	12,163.30	153.632
8 "	16,726.00	111.080
9 "	12,672.00	111.525
10 "	15,000.00	72.000
以上10年間平均	12,524.13	96.383

資料：鹿児島県史(第二卷) 302~303頁

一方、大石愼三郎氏は『日本近世社会の市場構造』の中で「大阪への諸藩蔵米の登高については『国花万葉記』による元禄一〇年のものと、三井家に残っている享保初年のものと見做される史料とがある。」¹¹⁾として次のような第2表と第3表とを掲げてある。これによると元禄十年(一六九七)では五万七千石、また享保初年(一七一六)においては、それよりも少なくなるが、なお三万四万石を数え、先掲の文政・天保期のものと比べ、とくに元禄期のものとの間に相当の開きがある。文政・天保期および元禄・享保期の両方、もしくはどちらか一方の数量が誤りだとすれば論外¹²⁾であるが、いずれも正しいと仮定した場合、その差をどう説明すべきであろうか。明確な答は見出し得ないが、一つの解釈として、近世中期ごろにおける藩摩藩は、後期にみられるような砂糖その他の有力な換金作物が、まだあまり発達していなかったため、勢い米に依存する割合が高かったとみることもできよう。換言す

従つて家計と領内再生産および上級領主への義務遂行に必要なだけの量の地代を、領民から米穀の形で取り立て得たとしても、そのうちの相当部分を貨幣に代えることができなければ武士の再生産は成り立たなかつたのである。その場合、米穀に対する領内市場は概して狭隘であり、従つて年貢米および特産物を領外に移出して販売し、貨幣に代える以外に途はなかつた。しかし、特殊な例を除いて、大名領がほぼ同様の事情にある以上、近隣の他領に市場を見出すことは困難であつた。江戸・京・大坂の三都を中心とする中央市場へ向けて送荷し、販売することが可能な唯一の途であつたといつてよい。⁷⁾

薩摩藩でも、この例外ではなく、前稿の「蔵屋敷」のところで見たと通り、相当早い年代から大坂への移送が行われていたものと思われる。⁸⁾しかし、その移送量は、江戸時代を通じて、禄高において当時加賀藩に次ぐ、わが国第二の大藩であつたものとしては意外に少ない。すなわち、土屋喬雄氏の『封建社会崩壊過程の研究』において「この藩は薩摩・大隅・日向諸県郡及び琉球に於て約七十三万石を領してゐた。而してその内高は享保度には八十六万石、元文度には八十八万石であつた。その内諸士の知行高、外城高、琉球高、寺社田の高は約五十数万石、蔵入高は二十数万石乃至三十万石、その租入現米は約十二、三万石であつたらしい。その内扶持米、役料其他を除き年々大阪へ廻送して売払つた米は僅かに一万数千石乃至二万石に過ぎなかつた。その代銀は文政度においては年々約九百貫目(約金一万五千両)、天保度に於ては年々約銀一千百五十貫(約金一万九千両)であつた。雑税の収入年々一千数百貫目であつたから、この藩においては年貢米の剰余は決して租税収入の過半を占めてゐなかつた。米の点ではこの藩は到底加賀藩や仙台藩の比でなかつた。⁹⁾」と述べられてゐるところからもこれを知ることができる。また、鹿児島県史第二巻には、文政年間、天保年間の大坂仕登米の量と価格が年度ごとに掲げられてゐるが、¹⁰⁾それを引用すると第1表のとおりである。最も多い年で文政五年(一八二二)の二万三千七百八十八石、最も少ない年は天保四年(一八三三)の七千五百八十三石である(もっとも、この天保四年は全国的飢饉のため仕登米はこ

用外余分有之候節は、不限多少、已後御当地之差登、問屋共引請売捌可仕儀ニ御座候間、此節猶又右之段、問屋共え申達置候……⁵⁾」

と書き添え、その全てではないにしても、かなりの部分が大阪で売り捌かれ、または、売り捌かれる可能性のあったことを示している。

いま、これらの中から、先にも述べたように、その移出量や金額の多寡、あるいは大阪市場での地位や特殊性などからみて、重要商品と思われるいくつかのものについて、その内容等をみていくことにしたい。

- 2) 島津家列朝制度、卷之八
- 3) 島津家列朝制度、卷之二十。なお、唐物取り締まりとの関係で、薩摩藩から領外へ積み出す品物については幕府の許可を得る必要があった。
- 4) 「四〇品目の他に」としているが、爵金が重複している。
- 5) 島津家列朝制度、卷之八

米

上記品目中には含まれていないが、江戸時代は「米遣いの経済」といわれているように、米を中心に経済構造は成り立ち、また、活動が展開されていた。そこで、何にもまして、まず、この米を取り上げてみなければならぬ。

周知のように、幕藩制社会において、各藩領主の将軍に対する最大の義務は、所定の規模の軍備と並んで武家諸法度によって定められていた参観交代であった。また、法的義務ではないが、慣例的な義務として将軍および幕府当路への献贈があり、格式相応の消費生活を営む必要もあった。これらの上級領主に対する義務・負担の遂行は、非自給的領内必要財貨の調達と共に、貨幣を媒介としてのみ果し得るものであった。⁶⁾

て唐物取締りが強化され、とくに琉球貿易に名を借りて実質的に中国との交易を行っていた薩摩藩に対しては、唐物に類する品々の糺明が一層嚴重となった。そこで、藩では先に宝暦年中に届け出た四〇品目の他に、次のような物品を領内産出のものとして幕府に届け出る必要が生じてきたのである。すなわち

- 塩魚 干魚 鹿ノ皮 干鰯 馬毛 髪根 牛馬爪 蜜 樟腦 楠皮 紅花 実粒 皮粒 茶 琉球芋 大豆 小豆
- 毛綿 古地金 種子油 油糟 魚油 焼酎 榲粉 榲皮 柴油 薪 竹 塩辛類 蜜蠟 松やに 粟 餅粟
- かち栗 檜木類 黄楊木 榲木類 黒柿 桓木類 薄葵葉笠 胡桃 錫 蒲葵葉皮 棕栝皮 はぜ実 文豆
- 小人参 鬱金 根皮 爪呂仁 山帰来 枳実 枳殼 木附子 半夏 檀毒 澤瀉 香附子 黄芩 当帰 芍薬
- 車前子 葛根 天門冬 山藥 山梔子 川芎 防風 鐘乳石 椿実 黄柏 厚朴 羌活 沙参 地骨皮 龍膽
- 木通 薏苡仁 地黄 知母 白芷 白朮 威靈仙 草決明 蓮肉 独活 大黄 三稜 金銀花 天瓜粉 紫蘇
- 葛花 青薪子 蔓荊子 防己 白扁豆 桔梗 前胡 枸杞子 薄荷 桑白皮 当薬 和甲 麦門冬 ゆすの炭
- あひす 鯉煎 湯ノ花 楠 布類 芭蕉布類 三ツ葉布類 紬類 塗物類 泡盛 草葵 烏類 へご 扇子 線香
- 藍 花輪 落花生 御座類 黒次 黄蠟 瓜呂根 滑石 木瓜 肉桂 蒼朮 水晶 龍眼肉 黄精 常山 地榆
- 山慈姑 烏薬 苦参 蛇床子 玄参 兔糸子 烏頭 澤漆 南星 舛麻 茴香 遠志 何首烏 馬兜鈴 地枝
- 白豆蔻 龜膠 山豆根 龍腦 虫糸 大茴香 寒水石 覆盆子 良姜 藿香 椰子 穿山甲 蘇木 延胡索 麻黄
- 鼈甲 桂枝 蠟石類 椎金推朱器物 責貝 唐紙 靈凌香 麝薬 香具類 砂仁 花乳石 山査子 布苔

の合計一七九品目がそれであり、これらの品目を列挙した後、宝暦度の四〇品目と合わせて

「右は、豊後守領分、薩州・隅州・日州之内、山野又は植立等にて生育、并琉球出産之品にて、国用外余分有之候へば、御当地之差登、時々之応直段、売捌方可仕品ニ御座候処、右之内ニは、多分難採得品も御座候故、琉球国出産之分ハ、国用相達候儀にて、過分不相登品多御座候得共、いづれ右通産物之儀ニ御座候得ば、自然国

売り払ったのに対し、中国、四国、九州、北陸の諸侯は大坂へ搬出するのを便とした(土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』)。従って、薩摩藩でも大坂市場が商品取引の中心地であった。

(1) 取引商品の種類

〔領外への移出品〕

薩摩藩から領外へ搬出された商品は、宝永七年(一七一〇)「上使御答書之内」で、分国中の土産として、野駒を筆頭に三〇数種類の品目を並べた後

「上方并長崎へ差越売払、江戸入用続方仕候ハ、米・菜種子・生蠟・樟腦迄ニ御座候、此外他国出之儀無御座候²⁾」と答えているところから、もちろん、これがそのまま額面通りに受け取れないとしても、まだ、この頃までは領内より上方あるいは長崎、江戸へ搬送される商品の種類は、そう多くはなかったとみてよからう。

しかし、その後の宝暦九年(一七五九)になると、その数は増加し、左記の四〇品目が「御公辺御免有之候荷物³⁾」として、幕府から領外積出の許可を得ている。

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|-----|------------------------|--------------------|----|------|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 黒砂糖 | 生蠟 | 菜種 | 胡麻 | 鬱金 | 桂辛 | 伊豆縮砂 | 柴胡 | 莪朮 | 茯苓 | 紫根 | 松煙 | 楊梅皮 | 海人草 | 明礬 |
| 硫黄 | 煙草 | 木海月 | 芋 ^(本ノマツニ芋カ) | 苞蕉 ^(芋カ) | 布類 | 綿実 | 紙 | 鱧節 | 貝類 | 玉子 | 牛馬皮 | 牛角 | 鉄 | 焼物類 |
| 蕎麦 | 椎茸 | つぐ綱 | 鳥もち | 椎実 | 椎皮 | 材木類 | 焚炭 | 松節 | | | | | | |

がそれである。

これまた、いうまでもなく、右の品目中には数量的あるいは金額的にみて、ほとんど取るに足りないものも、かなり含まれていると思われるが、それでも宝永度のものからすると大幅な品目増加となっている。

次いで享和三年(一八〇三)になると、大坂町奉行所に唐物抜け商の者が召捕えられたことにより、前にも増し

薩藩商業略説 (四)

— 領国外通商・研究ノート・その2 —

高 向 嘉 昭

三、領国外通商

1、領国外通商の必要性

2、商品取引経路

(1) 蔵物の取引経路

(2) 納屋物の取引経路

鹿児島県立短期大学『商経論叢』第二十七号に掲載

3、取引商品

領外通商において取り引きされる商品については、すでに前稿でその一部を示しておいたが、ただ、それは単に品目名のみを記載したにすぎなかった。そこで、ここでは、さらに進んで、まず、どのような商品が取り引きされていたか、その取引商品品目を概観した後、その中から比較的重要と思われる、いくつかの商品を取りあげ、その内容なり、数量、あるいは大坂市場での地位¹⁾といったことなどについて、いま少し詳細に考察してみたいと思う。

1) 桃山時代以来、大坂はわが国商業の一大中心地であった。すなわち関東や奥州の諸侯がその産物を江戸に廻送して